

第4回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止に関する審議会

日 時：平成30年5月1日(火)

午後2時から3時30分まで

場 所：関内中央ビル 3階A会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 平成29年度取組実績について 【資料1】【資料2】【資料3】【資料4】
- (2) 平成30年度取組の方向性について 【資料5】
- (3) 個別事案対策検討プロジェクトの状況 【資料6】
- (4) 「ごみ屋敷」事例の調査について 【資料7】
- (5) その他 【資料8】

3 閉会

【資 料】

- 資料1 いわゆる「ごみ屋敷」対策事業体系図
- 資料2 平成29年度取組実績について（概要版）
- 資料3 各区の「ごみ屋敷」の件数について
- 資料4 平成29年度排出支援の実績について
- 資料5 平成30年度取組の方向性について
- 資料6 個別事案対策検討プロジェクトについて
- 資料7 「ごみ屋敷」事例の調査について
- 資料8 平成30年度「ごみ屋敷」対策スケジュール

横浜市建築物等における不良な生活環境の
解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

氏 名	所属等
いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学副学長・法学部教授
きし えみこ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
くろかわ さとし 黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授
さとう まこ 佐藤 麻子	弁護士(神奈川県弁護士会)
たなべ ゆうこ 田邊 裕子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
つかだ じゅんいち 塚田 順一	横浜市町内会連合会
よこつか やすこ 横塚 靖子	横浜市民生委員児童委員協議会

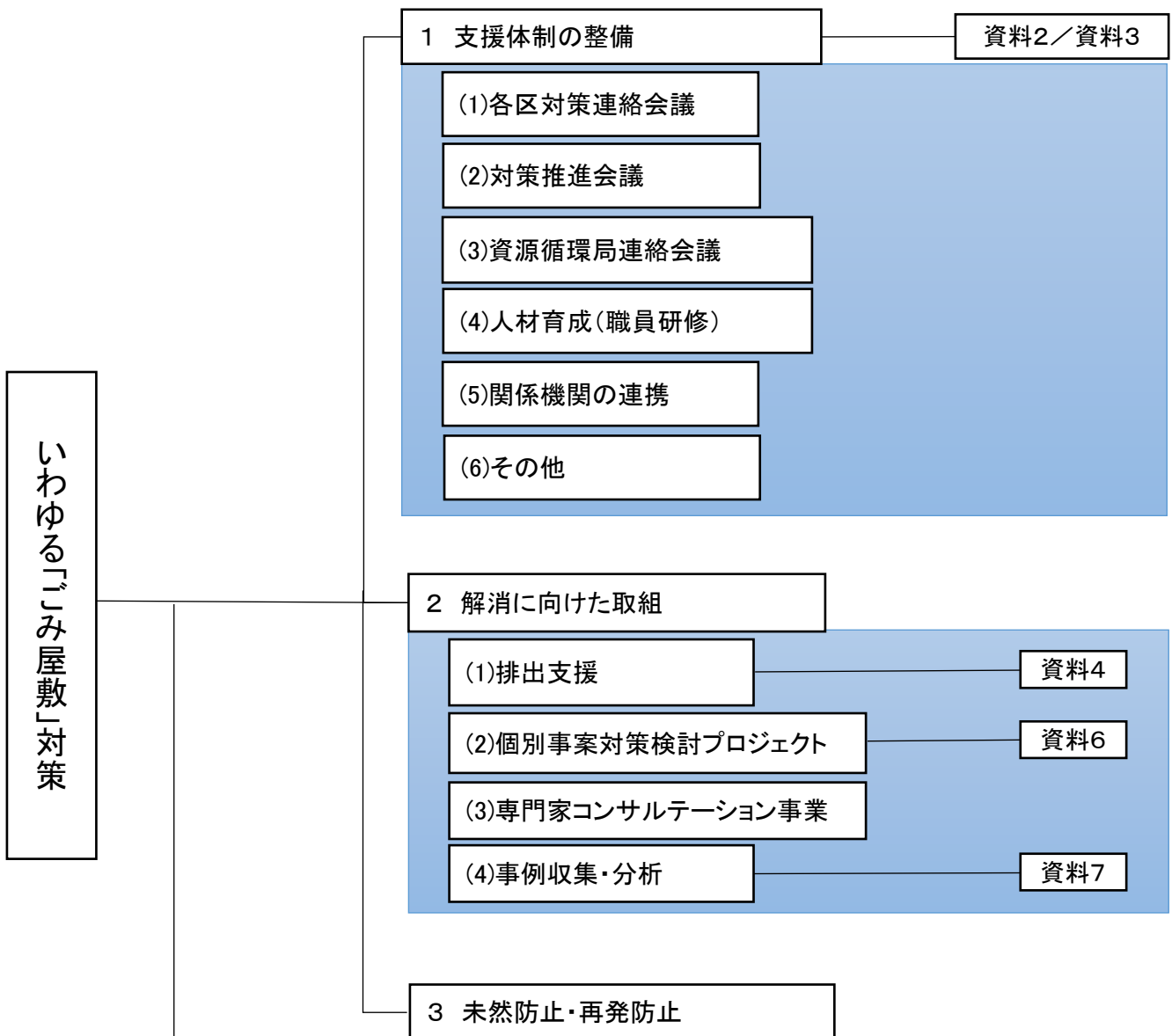
(五十音順)(敬称略)

横浜市建築物等における不良な生活環境の
 解消及び発生防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補職	氏名
健康福祉局	局長	<small>たなか ひろあき</small> 田中 博章
	地域福祉保健部長	<small>さとう ともなり</small> 佐藤 友也
	福祉保健課 福祉保健センター担当課長	<small>すずき のぶよし</small> 鈴木 宣美
	福祉保健課 人材育成担当課長	<small>ひだ ちえ</small> 飛田 千絵
資源循環局	局長	<small>ふくやま かずお</small> 福山 一男
	家庭系対策部長	<small>さいとう のりこ</small> 齋藤 紀子
	業務課長	<small>はっとり のりひさ</small> 服部 敬久

いわゆる「ごみ屋敷」対策の事業体系図

資料1



横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

条例第13条に基づき、主に命令・代執行に関する事項及び本市のいわゆる「ごみ屋敷」対策への調査審議、答申を目的として、審議会を設置しています。

【平成29年度の開催状況】

- ・平成29年5月2日 第2回審議会
- ・平成29年11月6日 第3回審議会

平成 29 年度取組実績について（概要版）

1 支援体制の整備

(1) 区対策連絡会議の実施

区役所／健康福祉局

対策連絡会議は各区の要綱に基づき設置され、区長を座長とし、部課長級の職員で構成されています。区内の情報共有、「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行っています。対策連絡会議の下部組織として部会を設置している場合や案件発生時に臨時開催するなど、各区の実情に応じて柔軟に実施しています。

各区の対策連絡会議で判定された件数や解消件数は、健康福祉局福祉保健課が年 2 回（9 月 30 日、3 月 31 日時点）集計し、審議会及び市会で報告しました。

【資料3参照】

(2) 局対策推進会議の実施

健康福祉局／資源循環局

区役所、健康福祉局、資源循環局の区局長、部長級職員で構成し、市全体の「ごみ屋敷」対策の進捗管理を行います。29 年度は 2 回開催し、取組状況や区局が連携して取り組むうえでの課題等について検討を行いました。

<開催状況>

会議（日付）	主な議題
第 2 回 （平成 29 年 4 月 21 日）	(1) 平成 28 年度取組実績について (2) 平成 28 年度の取組をとおして見えてきた課題等 (3) 「ごみ屋敷」個別事案対策検討プロジェクトについて
第 3 回 （平成 29 年 10 月 31 日）	(1) 上半期の取組実績について (2) 個別事案検討プロジェクトの状況 (3) 局による現場視察報告について (4) 消防局との連携について (5) 逐条解説について

(3) 資源循環局連絡会議の実施

資源循環局

局長、関係部課長および収集事務所長で構成し、いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向けて各区及び収集事務所の取組状況や課題の共有と対応の検討を行いました。

<開催状況>

会議（日付）	主な議題
第 5 回局連絡会議 （平成 29 年 5 月 24 日）	(1) 第 2 回審議会の結果について (2) 情報共有・意見交換

(4) 人材育成（職員研修の実施）

区役所／健康福祉局／資源循環局

福祉的観点から当時者に寄り添った支援により解消を目指すため、「ごみ屋敷」対策の背景と基本的な考え方、条例の概要、各種規定類に関する説明など研修を実施しました。

<実施状況>

	内容等	開催日	参加者
区	各区主催の研修	29年4月～30年2月	7区 延べ8回実施
健福	eラーニング	29年6月～9月	4つの教材を配信 延べ約25,000回視聴
	福祉保健センター専門職向け研修	30年1月31日	105名
資源	資源循環局指導員研修	29年11月22日 29年11月29日 29年11月30日	105名
	資源循環研修会	30年3月22日	61名

(5) 関係機関との連携

区役所／健康福祉局

関係機関との連携強化を目的に、規則に定める関係機関（社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター）の職員を対象とした研修や福祉関係者等を対象に事業説明を実施しました。

<実施状況>

	内容等	開催日	参加者
区	区主催の研修	29年8月2日	16名
健福	障害者ピア相談員研修	29年10月5日	47名
	障害者自立生活アシスタント連絡会	30年1月25日	63名
	関係機関職員向け研修	30年2月13日	93名

(6) その他の取組

健康福祉局

ア マニュアルの整備

区役所からの提案をうけ、排出支援に携わる職員等が安全に作業できるよう、装備品や留意事項などを記載した「排出支援の安全ガイドライン」（マニュアル第7章）を作成しました。

イ 逐条解説の作成

条例の各条文の解釈及び目的、条例制定時の考え方を明らかにするため、弁護士監修の下、条例の逐条解説を作成し、関係職員に配布しました。

ウ 関係局との連携

全庁的な取組みとして推進するため、建築局や消防局等の関係局と、情報提供のあり方等について検討を重ねました。

2 解消に向けた取組

(1) 排出支援の実施【資料4参照】

区役所／資源循環局

条例に基づき、近隣の生活環境が損なわれている状態又は近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあり、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行いました。

(2) 個別事案対策検討プロジェクト【資料6参照】

区役所／健康福祉局／資源循環局

区局の関係部署の課長、係長級、担当職員で構成しています。近隣への影響が大きく、区役所の働きかけだけでは解決が困難な事案について、メンバー全員が堆積者の成育歴や近隣への影響度合い等を共有し、それぞれの専門分野に基づく知見でのアプローチ方法や、行使できる権限を議論しあい、各部署が連携して対策にあたりました。

(3) 専門家コンサルテーション

ア 個別事案対策検討プロジェクトへの有識者派遣【資料6の再掲】 健康福祉局

福祉、保健分野の学識者や専門家からのコンサルテーションを実施し、支援の中心となる社会福祉職や保健師をバックアップしました。(合計 15 回派遣)

イ 弁護士相談

健康福祉局

支援の実施にあたって法律上の判断に迷う場合など、法的なアドバイスが必要な場合に、健康福祉局が各区の相談内容を取りまとめて、弁護士相談を実施しました。

相談事例は、各区の取組の参考となるよう事例集としてまとめ、全区に配付しました。(相談件数 15 件)

(4) 事例収集・分析

ア 各区へのヒアリングと把握事例の現地視察を実施

健康福祉局

各区の取組状況や抱えている課題について把握するため、区福祉保健課にヒアリングを行いました。また、それぞれの区が把握している困難案件等を視察し、本市のごみ屋敷の実態を把握し、第2回対策推進会議、審議会で報告しました。

イ ごみ屋敷事例の調査について【資料7参照】

健康福祉局

29年度下半期に解消した案件について、事例の概要や解消のポイントなどノウハウの蓄積や、ごみ屋敷案件の傾向を分析するための詳細調査を開始しました。

各区の「ごみ屋敷」の件数について 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの推移

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

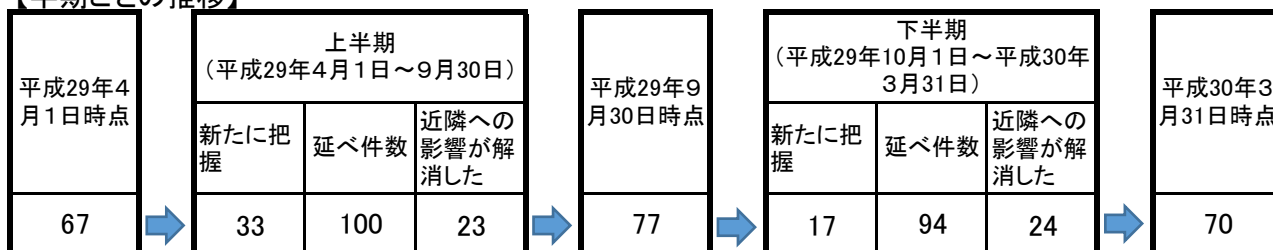
【本市における「ごみ屋敷」の件数】

区名	平成29年4月1日時点	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新たに把握	延べ件数	近隣への影響が解消した	平成30年3月31日時点
全市合計	67	50	117	47	70

【各区の詳細】

区名	平成29年4月1日時点	平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新たに把握	延べ件数	近隣への影響が解消した	平成30年3月31日時点
鶴見	6	4	10	6	4
神奈川	3	6	9	4	5
西	5	0	5	0	5
中	16	4	20	9	11
南	5	3	8	2	6
港南	0	1	1	1	0
保土ヶ谷	3	2	5	2	3
旭	9	4	13	6	7
磯子	4	0	4	1	3
金沢	2	11	13	6	7
港北	5	3	8	3	5
緑	1	3	4	0	4
青葉	1	2	3	1	2
都筑	1	4	5	2	3
戸塚	3	2	5	2	3
栄	2	0	2	0	2
泉	1	1	2	2	0
瀬谷	0	0	0	0	0

【半期ごとの推移】



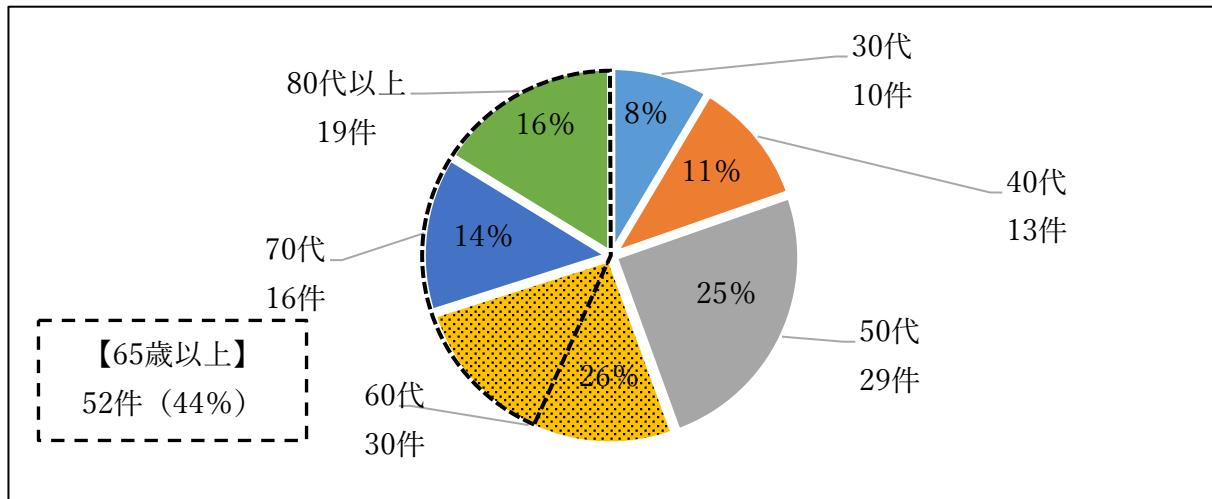
ごみ屋敷 延べ 117 件の状況

29 年度に把握したごみ屋敷延べ 117 件の、主な堆積者の年齢や性別等をグラフにまとめています。さらに 29 年度に新規把握した 50 件を抽出して、その構成比と比較しています。

1 堆積者の年齢層

※複数世帯の場合は、その世帯の主にごみを堆積している構成員について集計

(1) 堆積者の年齢



	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
延べ 117 件	10 件	13 件	29 件	30 件 ※65 歳以上 17 件	16 件	19 件
構成比	8 %	11 %	25 %	26 %	14 %	16 %
【内訳】 新規把握 50 件	4 件	4 件	12 件	13 件 ※65 歳以上 7 件	6 件	11 件
構成比	8 %	8 %	24 %	26 %	12 %	22 %

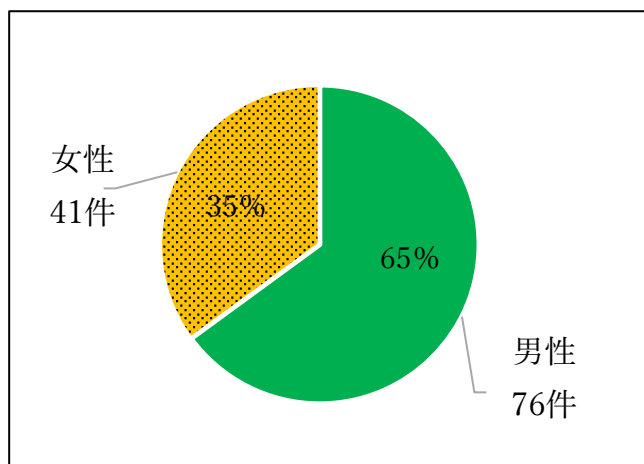
➤ 延べ 117 件と新規把握 50 件ともに、50 代と 60 代の合計が半分を占めている。

(2) 高齢者（65 歳以上）の比率

	非高齢者（65 歳未満）	高齢者（65 歳以上）
延べ 117 件	65 件	52 件
構成比	56 %	44 %
【内訳】 新規把握 50 件	26 件	24 件
構成比	52 %	48 %

➤ 65 歳未満の非高齢者の割合が延べ 117 件と新規把握 50 件において、高齢者の割合を上回っている。

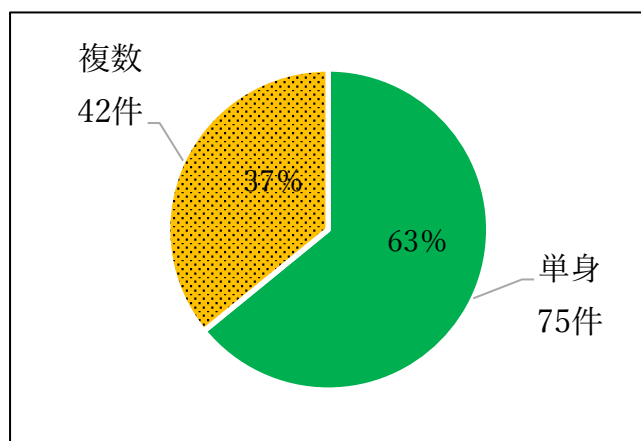
2 堆積者の性別



	男性	女性
延べ 117 件	76 件	41 件
構成比	65%	35%
【内訳】 新規把握 50 件	33 件	17 件
構成比	66%	34%

- 新規把握した 50 件の男女比も全体の比率とほぼ同じである。

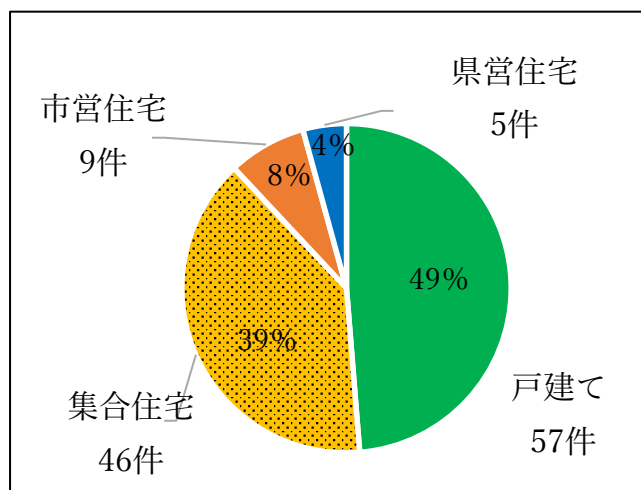
3 世帯状況



	単身	複数
延べ 117 件	75 件	42 件
構成比	63%	37%
【内訳】 新規把握 50 件	34 件	16 件
構成比	68%	32%

- 新規把握した 50 件のうちでは、単身世帯の構成比がやや増加している。

4 家屋の状況



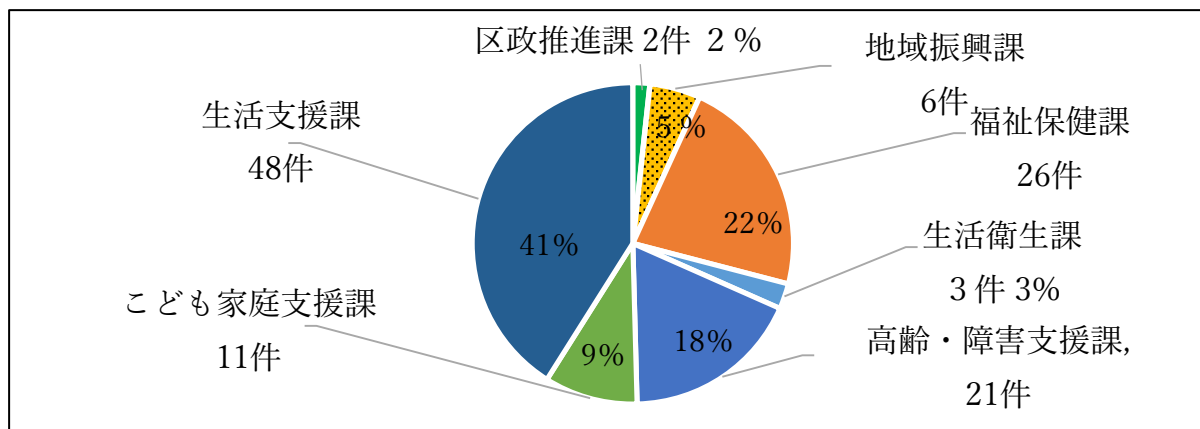
	戸建て	集合
延べ 117 件	57 件	46 件
構成比	49%	39%
【内訳】 新規把握 50 件	21 件	23 件
構成比	42%	46%
	市営	県営
延べ 117 件	9 件	5 件
構成比	8 %	4 %
【内訳】 新規把握 50 件	5 件	1 件
構成比	10%	2 %

- 新規把握した 50 件では、集合住宅の把握件数がやや増加し、結果として、集合住宅、市営住宅、県営住宅の合計が戸建ての割合を上回った。

5 ケースを把握した課と主な支援担当課

※ 各課の略称：区政推進課→区政、地域振興課→地振、福祉保健課→福保 生活衛生課→生衛
高年齢・障害支援課→高障、子ども家庭支援課→こ課、生活支援課→生活

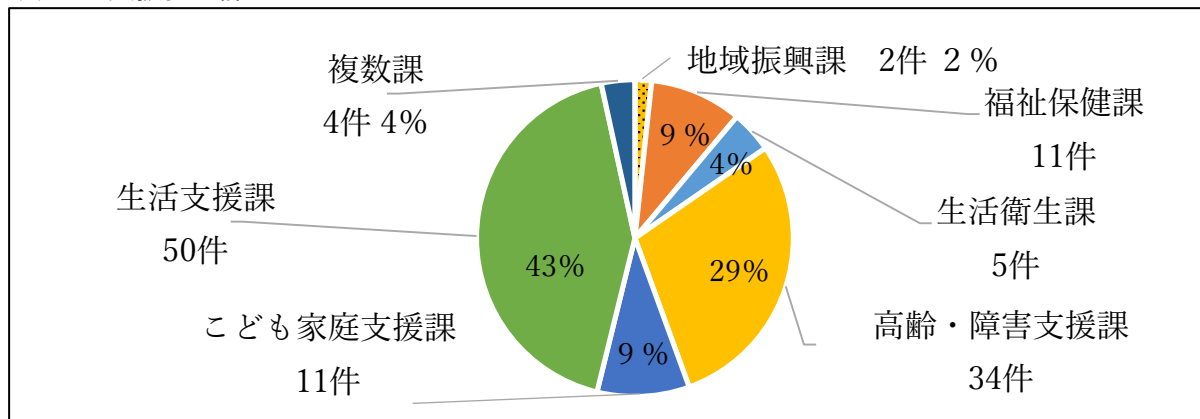
(1) ケースを把握した課 ※市民等から相談、苦情等を最初に受理した課



	区政	地振	福保	生衛	高障	こ課	生活
延べ 117 件	2 件	6 件	26 件	3 件	21 件	11 件	48 件
構成比	2 %	5 %	22 %	3 %	18 %	9 %	41 %
【内訳】 新規把握 50 件	1 件	2 件	17 件	1 件	7 件	2 件	20 件
構成比	2 %	4 %	34 %	2 %	14 %	4 %	40 %

- 延べ 117 件のうち、通常業務で個別支援を担当している課（高年齢・障害支援課、子ども家庭支援課・生活支援課）が把握する割合は合計 68%、それ以外の課が把握する割合は、合計 32%となっている。
- 新規把握した 50 件では、ごみ屋敷対策の窓口である福祉保健課が把握する割合が 34%となっている。

(2) 主な支援担当課



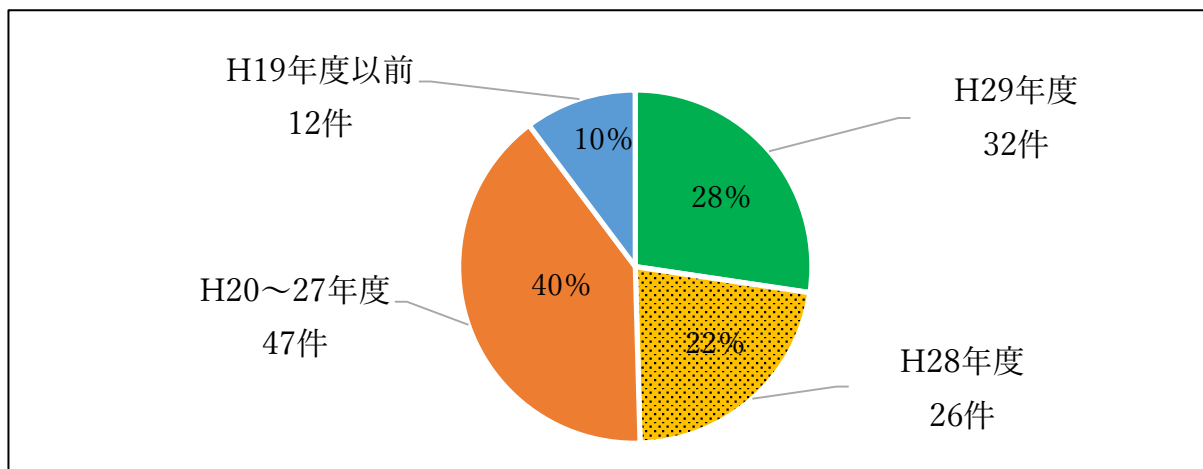
	区政	地振	福保	生衛	高障	こ課	生活	複数
延べ 117 件	0 件	2 件	11 件	5 件	34 件	11 件	50 件	4 件
構成比	0 %	2 %	9 %	4 %	29 %	9 %	43 %	4 %
【内訳】 新規把握 50 件	0 件	0 件	8 件	1 件	18 件	2 件	21 件	0 件
構成比	0 %	0 %	16 %	2 %	36 %	4 %	42 %	0 %

- 延べ 117 件のうち、通常業務で個別支援を担当している課が、主な支援担当課となっている割合は合計 81%、それ以外の課が担当している割合は合計 15%、複数課で担当している割合は 4%となっている。
- 新規把握した 50 件では、福祉保健課が支援を担当している割合が 16%となっている。

6 ケース把握年度について

(1) ケース把握年度（単純集計）

※把握年度は、ごみ屋敷を端緒としない既存の支援で把握した年度を含む。



(2) 把握年度と解消した件数の比率

	H19年度以前	H20~27年度	H28年度	H29年度
全体 117件	12件	47件	26件	32件
解消した 47件	6件	18件	9件	14件
解消率	50%	38%	35%	44%

- 解消した 47 件のうち、およそ半数の 24 件は 27 年度以前に把握したケースとなっている。

7 まとめ

29 年度に把握したごみ屋敷延べ 117 件を、年齢・性別・世帯状況・家屋の状況・把握した課及び主な支援担当課の項目で分類した。さらに、29 年度に新規把握した 50 件を抽出して比較したが、全体の構成比と新規把握した構成比に差は見られなかった。

しかしながら、これらの項目は基礎的データとして今後も継続して収集、分析したい。

平成 29 年度排出支援の実績について

条例に基づき、近隣の生活環境が損なわれている状態又は近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあり、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行っています。

1 実施件数について（対象数は前年度から継続している案件を含む）

対象数	延べ回数	解消件数	本人拒否により 解消せずに終了	支援継続中
26 件	34 回	20 件	1 件	5 件

- ▶ 規模や堆積者の状況に応じて、数回に分けて排出を行う場合があった。（平均 1.3 回）
- ▶ 事前に堆積者から同意を得ていても、作業途中で堆積者の拒否感が増し、作業を終了せざるを得ず、解消に至らない案件があった。
- ▶ 前年度は排出支援を実施した案件は単身世帯のみだったが、平成 29 年度は複数人世帯で 11 件が実施された。

2 一般廃棄物処理手数料の減免について

減免金額確定件数（支援継続中の 5 件は減免金額未確定のため計上していません）

減免理由	内容	件数	減免金額
生活保護	生活保護	13 件	238,550 円
局長が必要と認めた もの	要介護認定	1 件	128,830 円
	障害者手帳の交付	0 件	0 円
	福祉保健センター長判断	4 件	157,040 円
	合計	18 件	524,420 円

（排出支援が終了した 21 件のうち、3 件は減免申請なし）

3 振り返り

- 条例に基づく排出支援であっても、堆積者との関係性を考慮し、区職員が室内を担当し、資源循環局は玄関先から排出するなど役割分担をして、柔軟に対応したケースが多数あった。
- 事例を積み重ねたことで、排出支援に携わる職員等が安全に作業できるよう、装備品や留意事項などを記載した「排出支援の安全ガイドライン」を作成することができた。

平成 30 年度の取組の方向性

1 次期中期計画について（5月に素案公表） 【健康福祉局・資源循環局】

政策 14（参加と協働による地域福祉保健の推進）の主な施策として、「地域住民及び関係機関と連携したごみ屋敷対策」が記載されます。

解消目標の数値を掲げる方向で検討しています。素案には確定した内容を記載する予定です。

2 排出支援に伴って行う必要最低限の委託業務の考え方の整理 【健康福祉局・資源循環局】

排出支援は、一般廃棄物の収集、運搬、処分を市職員が行うことを前提に制度設計していますが、排出支援に伴い専門業者に一部委託が必要な業務について、委託の範囲や費用負担の考え方について整理します。

3 未然防止、再発防止につなげるための取組を検討 【健康福祉局・資源循環局】

解消している一方で、「ごみ屋敷」の件数はやや増加傾向にあり、発生や再発の防止が課題となっています。「ごみ屋敷」の解消だけではなく、関係部署や地域、関係機関と連携し、見守り等の幅広い支援を実施できるよう取り組む必要があります。

そのため、既存の制度にとらわれることなく発生や再発防止に寄与する取組の検討を進めます。

4 専門職のスキルアップのための支援 【健康福祉局】

区役所職員が支援困難と感じているケースの対応について、対象者が抱える問題へのアプローチや見立てに苦慮しており、人材育成の観点から専門職向け研修を実施します。

また、「ごみ屋敷」状態に至った背景に、精神疾患、発達障害の特性傾向のある方への支援について、こころの健康相談センターや発達障害者支援センターなどの専門機関との連携のあり方について検討を進めます。

今年度のスケジュール

